

・本マニュアルは、主な入力項目について解説しています。  
 ・記載内容は2025年4月現在のものです、内容は予告なく変更となる場合があります。

基本操作

□ 全ての項目を入力し、画面一番下の「決定」ボタンを押してください。

←戻る

一時保存

決定→

※画像はサンプルです。

□ 「決定」ボタンは、**必須** の項目を全て入力しなければ、有効化されません。

物件情報

取得物件のタイプ      建て方(一戸建て・マンション)

今回取得する住宅の種類を選択してください。  
※お借換えの方は、現在の住宅の種類を選択してください。  
 (連続建てと重ね建て)

| 一戸建て                                                                                             | 連続建て                                                                                             | 重ね建て                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一戸が独立した住宅                                                                                        | <u>2戸以上の住宅を水平方向に<br/>連結する建て方の住宅</u>                                                              | <u>2戸以上の住宅を重ねる建て<br/>方の住宅</u>                                                                      |
|  <p>①一戸建て</p> |  <p>②連続建て</p> |  <p>③重ね建て</p> |

物件内容      構造

住宅事業者の担当者の方等にご確認の上、選択してください。

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 耐火        | 建築基準法で定められた耐火構造の住宅                               |
| 準耐火       | 建築基準法で定められた準耐火構造の住宅<br>※省令準耐火構造の場合はこちらを選択してください。 |
| 木造(耐久性あり) | 上記以外の構造で一定の耐久性基準に適合する住宅                          |

# 物件情報

## 物件内容

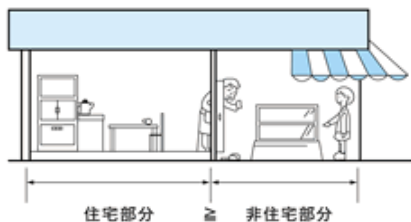
### 床面積(住宅部分・非住宅部分)

住宅部分の床面積を入力してください。

※併用住宅の場合のみ、店舗部分等の床面積を非住宅部分に入力してください。

#### 併用住宅とは

人の居住の用に供する部分と店舗、事務所などに供する部分とを併せ持つ住宅で、次の要件を満たすものをいいます。



(要件)

- ① 人の居住の用に供する部分(住宅部分)の床面積が併用住宅の床面積の2分の1以上であること。
- ② 住宅部分と非住宅部分との間が壁、建具などにより区画されており、かつ、原則として相互に行き来できる建て方であること。

#### フラット35 リノベの場合

リフォーム後の床面積を入力してください。

## 物件内容

### 一棟全体の延べ面積

#### 【マンションの方のみ】

募集パンフレット等に記載されているマンション1棟全体の住宅部分の床面積(建築延床面積)を入力してください。

## 工事請負会社・売主

工事請負会社または物件の売主に関する情報を入力してください。

(補足事項)

#### 複数住宅事業者が いる場合

1つの住宅事業者のみ入力してください。

#### 中古住宅の場合

中古住宅を個人の売主から取得する場合、売主の個人名を入力してください。

電話番号の入力を希望しない場合は、999-9999-9999と入力してください。

## 販売代理会社・仲介事業者

販売代理会社または仲介事業者に関する情報を入力してください。

(補足事項)

複数住宅事業者が  
いる場合

1つの住宅事業者のみ入力してください。

住宅と土地で住宅事  
業者が異なる場合

住宅の販売代理会社または仲介事業者を入力してください。

物件性能等  
(金利引下げ制度)

フラット35S

住宅事業者の担当者の方等にご確認の上、対象となる基準がある項目については「対象である」を選択してください。

(基準の詳細)

省エネルギー

[・フラット35S\(ZEH\)](#) 

[・フラット35S\(金利AまたはBプラン\)の基準](#) 

耐震  
バリアフリー  
耐久・可変性

[・フラット35S\(金利AまたはBプラン\)の基準](#) 

↑各基準をクリックすると制度の詳細ページ(フラット35サイト)に移動します。



お申込み時点で基準内容が不明な場合は、選択いただく必要はありません。  
**別途ご提出いただく書類を基に、後日正しい金利引下げ内容に訂正いたします。**

# 物件情報

## 物件性能等 (金利引下げ制度)

### 住宅性能・中古プラス

この項目では、フラット35の金利引下げ制度のうちフラット35Sなど住宅性能に関するプランや中古プラスのプランを選択いただきます(選択項目によって、金利引下げ幅や期間が異なります。)。住宅事業者の担当者の方等にご確認の上、対象となる基準がある場合は、該当する項目を選択してください。



お申込み時点で選択する項目が不明な場合は、選択いただく必要はありません。  
**別途ご提出いただく書類を基に、後日正しいプランに訂正いたします。**

フラット35S

[ZEH](#)

[金利Aプラン](#)

[金利Bプラン](#)

フラット35リノベ

[金利Aプラン](#)

[金利Bプラン](#)

中古プラス

[中古プラス](#)

↑各基準をクリックすると制度の詳細ページ(フラット35サイト)に移動します。

## 物件性能等 (金利引下げ制度)

### 維持保全

この項目では、フラット35の金利引下げ制度のうち長期優良住宅など維持保全に関するプランを選択いただきます(選択項目によって、金利引下げ幅や期間が異なります。)。住宅事業者の担当者の方等にご確認の上、対象となる基準がある場合は、該当する項目を選択してください。



お申込み時点で選択する項目が不明な場合は、選択いただく必要はありません。  
**別途ご提出いただく書類を基に、後日正しいプランに訂正いたします。**

フラット35維持保全型

[長期優良住宅](#)

[予備認定マンション](#)

[管理計画認定マンション](#)

[安心R住宅](#)

[インスペクション実施住宅](#)

[既存住宅売買瑕疵保険付保住宅](#)

↑各基準をクリックすると制度の詳細ページ(フラット35サイト)に移動します。

物件性能等  
(金利引下げ制度)

地域連携・子育てプラス

この項目では、フラット35の金利引下げ制度のうち地域連携型や子育てプラスなどのプランを選択いただきます(選択項目によって、金利引下げ幅や期間が異なります。)  
**※地域連携型などのプランと子育てプラスを組み合わせる利用が可能です。**  
**組み合わせるご利用が可能な方は、該当する選択肢をお選びください。**  
住宅事業者の担当者の方等にご確認の上、対象となる基準がある項目については「対象である」を選択してください。



お申込み時点で選択する項目が不明な場合は、選択いただく必要はありません。  
**別途ご提出いただく書類を基に、後日正しいプランに訂正いたします。**

|                               |             |                                       |
|-------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| <a href="#">フラット35地方移住支援型</a> | 地方移住支援型     | フラット35子育てプラスと併用する方は、該当する組合せを選択してください。 |
| <a href="#">フラット35地域連携型</a>   | 子育て支援       |                                       |
|                               | 地域活性化       |                                       |
|                               | 空き家対策       |                                       |
| <a href="#">フラット35子育てプラス</a>  | 若年夫婦または子供1人 | 子供の人数に応じて該当する選択肢を選択してください。            |
|                               | 子供2人～       |                                       |

↑各基準をクリックすると制度の詳細ページ(フラット35サイト)に移動します。

# 物件情報



敷地の権利、敷地の権利(定期借地当関係)については、募集パンフレット等をご確認の上入力してください。

## 敷地の権利

### 所有権、地上権、賃借権、使用貸借

敷地の権利について、該当するもの全てに「対象」を選択してください。

#### 所有権

お客さまの所有となり、原則として自由に利用可能な権利

#### 地上権

土地を借りて建物を建てる権利

#### 賃借権

土地を借りて建物を建てる権利

#### 使用貸借

親族等から土地を無償で借りて建物を建てるケース

## 敷地の権利 (定期借地等関係)

### 定期借地権等の種類

敷地の権利が定期借地権の場合、該当するものを選択してください。

※借地の場合で、敷地の権利が「普通借地権」の場合は、「該当なし」を選択してください。

## 敷地の権利 (定期借地等関係)

### 定期借地権の保証金への融資

#### 【敷地の権利が定期借地権の方のみ】

定期借地権の取得に当たって保証金が必要な場合、保証金部分についてフラット35を借り入れる場合は、「融資を希望する」を選択してください。

## 敷地の権利 (定期借地等関係)

### 定期借地権の前払賃料への融資・融資額

#### 【敷地の権利が定期借地権の方のみ】

定期借地権の取得に当たって前払賃料が必要な場合、前払賃料部分についてフラット35を借り入れる場合は、「融資を希望する」を選択してください。

※「融資を希望する」を選択した場合は、フラット35のお借入希望額のうち、前払賃料に充てる金額を入力してください。



敷地の権利、敷地の権利(定期借地当関係)については、募集パンフレット等をご確認の上入力してください。

敷地の権利  
(定期借地等関係)

保留地・転借地の該当

敷地の権利について次のいずれかに該当する場合は、該当するものを選択してください。

保留地

土地区画整理事業において、施行区域内の一部の土地を換地とせずお客さまに売却する土地

転貸借

地主Aが土地を借地人Bに賃貸している状態で、借地人Bが地主Aの承諾を得て、土地をお客さまに賃貸する方式

敷地の権利  
(定期借地等関係)

買戻権の有無

敷地に買戻権(買戻特約など)が設定されている場合は、「あり」を選択してください。  
なお、買戻権を設定する主体が、都市再生機構の場合は「あり(都市再生機構)」を選択してください。